

## 第五章 一般ガス事業、簡易ガス事業及

### びガス導管事業以外のガスの供給等の事業

#### 第一節 一般ガス事業者及びガス導管事

#### 業以外の者による大口ガス事業

(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給)

#### 第三十七条の九 一般ガス事業者及びガス導管事業者

以外の者は、大口供給を行おうとするとき(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除く。)は、供給の相手方その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第三十七条の七の三第二項から第五項までの規定は、前項の届出に準用する。

本条追加 [平成六法四二二]

一・二項一部改正 [平成一一法一六〇]

本条全部改正 [平成一五法九二]

#### 【解説】

本条は、一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者が大口供給を行う場合の規定である。適用の対象となるのは、一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者であつて、例えば、自ら維持し、及び運用する導管が特定導管の要件に満たない導管により大口供給を行う場合、若しくは他者が維持し、及び運用する導管を利用し、託送供給により大口供給を行う場合、若しくは導管を保有せずに他者からガスを購入して、それを大口供給する場合である。なお、本条における規制(罰則を含む)及び手続は本質的に第三十七条の七の三におけるガス導管事業者が大口供給を行う場合を準用することとなるため、当該条項の解説を参照されたい。

#### (準用)

#### 第三十七条の十 第二十一条、第二十五条の二第一

項、第二十八条から第三十一条まで、第三十五条第二項、第三十六条から第三十六条の二の二まで及び第三十六条の二の四の規定は、大口ガス事業者に関する準用する。

本条追加 [平成六法四二二]

一部改正 [平成一一法一一一・平成一五法九二]

#### 【解説】

一 本条は、熱量等の測定、改善命令、ガス工作物の維持、ガ

スの成分の検査義務、保安規程等に係る一般ガス事業者に関する規定を大口ガス事業者に準用する規定である。

二 本条による準用されている条文は、次のとおりである。条文の主旨、字句の解釈等は、それぞれ準用される該当条文の解説を参照されたい。

(一) 第二十一条(熱量等の測定義務)

本条は平成十五年の法改正により、大口ガス事業者に新たに準用すべき規定として追加された。改正前の法においては、大口ガス供給を受ける者は供給されるガスの熱量等の値等が規定値等に維持されているかどうか確認することが困難であるとして、供給される者の能力を理由にガスの熱量等の測定義務は大口ガス事業者に準用していなかった。しかしながら、自由化範囲の拡大により、必ずしも大口需要家に関して保安水準が十分でない場合があり、ガスの使用者の利益を保護し、また公共の安全を確保することの必要性の観点から、大口ガス事業を行う者についても一般ガス事業同様、ガスの熱量等の測定義務が課された。測定の方法等については、第二十一条の解説を参照されたい。

(二) 第二十五条の二第一項(改善命令)

本項は、第二十一条の熱量等測定と共に平成十五年の法改正により、大口ガス事業者に準用された。本項は、ガスの使用者の利益の確保に万全を期するため、一般ガス事業者の業務の方法に関し経済産業大臣の改善命令権を定める規定であり、改善命令をなし得るのは①事故の復旧が遅延しているとき、②消費機器の調査若しくはその結果の通知

をせず、又はその調査若しくは通知の方法が不適當なとき、③その他ガスの供給の業務の方法が適切でないためガスの使用者の利益が阻害されていると認められるときである。

改正前の法においては改善命令(改正前の法第二十五条の三第一項)の規定は大口ガス事業者に関して準用されておらず、大口ガス事業者に対し改善命令を行うことはできなかった。しかし、消費機器に関する周知及び調査の義務(第四十条の二)は一般ガス事業者と同様に大口ガス事業者に対しても課せられている一方で、第四十条の二の義務を担保する規定は一般ガス事業者については改善命令(現行法第二十五条の三)と改善命令違反による罰則(第五十七条第四号)であるが、大口ガス事業者については改正前の法第二十五条の三を準用していないため、消費機器に関する周知及び調査の義務(第四十条の二)は大口ガス事業者について義務の履行を担保する規定が存在しない。今般の改正により、この法の不備を改めるため、改善命令(第二十五条の二第一項)を大口ガス事業者についても準用したものである。

(三) 第二十八条(ガス工作物の維持等)

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、大口ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持すべき義務等が課される。

(四) 第二十九条(ガスの成分の検査義務)

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、

供給するガス中の有害成分の量を検査すべき義務が課される。測定の方法等については第二十九条の解説を参照されたい。

(五) 第三十条（保安規程）

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、保安規程の作成、届出の義務等が課される。

(六) 第三十一条（ガス主任技術者）

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、大口ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ガス主任技術者を選任すべき義務等が課せられる。

(七) 第三十五条第二項（ガス主任技術者の義務）

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、大口ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に従事する者について、ガス主任技術者が保安のためにする指示に従うべきことが課せられる。

(八) 第三十六条（ガス主任技術者の解任命令）

この規定が準用されることにより、経済産業大臣は、大口ガス事業者に対してガス主任技術者の解任命令を発動することができる。

(九) 第三十六条の二（工事計画）

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、大口ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事のうち、公共の安全確保及び公害の発生防止の観点からみて特に重要な工事の計画とその計画の変更について、経

済産業大臣へ届け出ること等の義務が課せられる。

(十) 第三十六条の二の二（使用前検査）

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、届出をした工事の計画が、実際の工事において計画通りに行われたかどうか、ガス工作物の供用前に検査すべきこと等の義務が課せられる。

(四) 第三十六条の二の四（定期自主検査）

この規定が準用されることにより、大口ガス事業者は、大口ガス事業の用に供するガス工作物のうち、経済産業省で定めるガス工作物に対する定期自主検査に関する義務が課せられる。なお、検査すべきガス工作物の範囲、検査方法、検査を行うべき時期は施行規則第九十九条の規定により、一般ガス事業と同様の義務が課せられる。

## 第二節 ガス事業以外のガスの供給等の事業

### (準用)

第三十八条 第三十七条の七の四の規定は、一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者に準用する。

2 第二十八条第一項及び第二項、第三十一条、第三十五条第二項、第二十六条並びに第三十六条の二(第六項を除く。)の規定は、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業(ガス事業を除く。)又は自ら製造したガスを使用する事業(これらの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)以下「液化石油ガス法」という。)の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行う者(以下「準用事業者」という。)に關し準用する。この場合において、同条第四項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、同条第五項

中「前項各号」とあるのは「前項第一号」と読み替えるものとする。

本条全部改正〔昭和四五法一八〕

一部改正〔昭和五八法八三・平成六法四二・

平成八法十四・平成一一法五〇・

平成一一法一一一〕

一項追加・旧一項二項繰下〔平成一五法九二〕

### 【解説】

一 本条は、第一項において、一般ガス事業者の供給区域内の密接な関係を有する者に対する「特定供給」に係るガス導管事業者に関する規定を、一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者に準用するとともに、第二項において、ガス事業以外の事業であつて、ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に関する保安に係る規定を準用する規定である。なお、条文の趣旨、字句の解釈等は、それぞれ準用される該当条文の解説を参照されたい。

二 第一項は、一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者が、一般ガス事業者の供給区域内において、当該事業者と密接な関係を有する者に対してガスを供給する場合には、第三十七条の七の四の規定を準用する旨を定めている。

三 第二項は、ガス事業以外の事業であつてガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者に関する規定は、政令で定めるところにより、ガス工作物に係る技術上の

基準への適合維持義務及び改善命令に関する規定（第二十八条第一項及び第二項）、ガス主任技術者の選任及び届出の義務に関する規定（第三十一条）、ガス主任技術者の保安のためにする指示に対する従業員の遵守義務に関する規定（第三十五条第二項）、ガス主任技術者の解任命令に関する規定（第三十六条）並びにガス工作物の設置又は変更の工事に係る工事の計画の事前届出に関する規定（第三十六条の二）を準用する旨を定めている。

（事業の開始等の届出）

**第三十九条** 准用事業者は、その事業を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

見出し・本条一部改正「昭和四五法一八」

本条一部改正「平成一一法一六〇」

【解説】

一 本条は、前条の規定により准用事業者として同条の規定の適用を受ける者に対し、その事業の開始及び廃止について、届出をすべき旨を定める規定である。ガスを取り扱うことに伴う公共の安全の確保を図る観点から、准用事業者について、本法中必要な規定を準用することとしたことにかんがみ、準用される規定に係る監督を行う必要上、准用事業者がいつでもどこでその事業を行っているかについて、行政庁は了知して

いなければならないため、その事業の開始及び廃止の届出の義務を課すこととしたものである。「その事業」とは、「ガスを供給する事業（ガス事業を除く。）又は自ら製造したガスを使用する事業」であつて、鉱山保安法、高圧ガス保安法、電気事業法及び液化石油ガス法の適用されるものを除く事業をいう。本条による届出は、「その事業」を行う者は、すべてしなければならないが、施行規則により準用規定が適用されない場合であつても、本条の届出をしなければならないことに注意する必要がある。届出の手續については、施行規則第百五条で定めている。

二 本条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処せられる（第五十九条第一号）。